



## 報道発表資料



山形労働局発表

平成28年12月14日(水)

担

山形労働局雇用環境・均等室

室長 青山 雄一

助成金係長 芳賀 洋子

当

電話 023-624-8228

### ～次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業～ 「子育てサポート企業」を2社認定!

山形労働局(局長 あいうら りょうじ 相浦 亮司)では、この度、

キヤド・キャム株式会社 (代表: 代表取締役 さいとう しろう 齋藤 士郎)

3回目

株式会社ジョインセレモニー (代表: 代表取締役 ただた よしかず 武田 良和)

1回目

を子育て支援に積極的に取り組んでいる「子育てサポート企業」として、新たに認定いたしました。

この認定を受けるためには、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援について「一般事業主行動計画」を策定し、女性の育児休業取得率が70%以上※であること、男性の育児休業等取得者がいること等一定の基準を満たす必要があります。

子育てサポート企業認定通知書交付式は以下のとおりです。

※ 平成27年4月以降の行動計画については75%以上と改正されています。

#### ◆認定通知書交付式

- 日時 平成28年12月16日(金) 14時30分～
- 場所 山形労働局 大会議室  
(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階)
- 認定企業

キヤド・キャム株式会社(鶴岡市)

株式会社ジョインセレモニー(山形市)



認定マーク(愛称:くるみん)

認定された企業は、このマークを商品、広告、求人広告及びホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることができます。

## ◆認定企業の概要 ①

### キヤド・キャム株式会社

代表者	代表取締役	さいとう しょう 齋藤 士郎
事業内容	建築設計業	
労働者数	89人（男性29人 女性60人）	
所在地	鶴岡市大宝寺日本国378-12	
電話番号	0235-25-1211	



### ●行動計画

1 計画期間 平成26年10月1日～平成28年9月30日

#### 2 行動計画の内容

- ① 子の看護休暇制度を拡充する。(有給)  
(中学校修了前(満15歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子を養育する従業員が、負傷疾病による当該子の世話及び予防接種・健康診断を受けさせるための休暇)
- ② 子育て支援休暇を拡充する。(有給)  
(中学校修了前(満15歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子を養育する従業員が、学校行事への参加等育児に関する事由のための休暇)

### ●行動計画取組結果

- ① 入社6か月未満の従業員も利用可とし、入社当初から使用できるようにした。  
また、子1人につき6日、子2人以上につき12日と、日数を増やした。
- ② 入社6か月未満の従業員も利用可とし、入社当初から使用できるようにした。  
また、子1人につき6日、子2人以上につき12日と、日数を増やした。

#### 育児・介護休業法に基づく子の看護休暇

- ・小学校就学前までの子を養育する従業員は、小学校就学前までの子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで休暇を取得することができる。
- ・子の看護休暇は、病気やけがをした子の看護を行うためや、子に予防接種または健康診断を受けさせるために利用することができる。

## ◆認定企業の概要 ②

### 株式会社ジョインセレモニー

代表者	代表取締役 <small>たけだ よしかず</small> 武田 良和
事業内容	冠婚葬祭業
労働者数	279人（男性133人 女性146人）
所在地	山形市荒楯町1-21-34
電話番号	023-623-8000



#### ●行動計画

- 1 計画期間 平成26年7月1日～平成28年11月30日
- 2 行動計画の内容

年次有給休暇の取得促進に取り組む

#### ●行動計画取組結果

年次有給休暇の取得及び連続取得を推進するため、半日有給休暇取得制度、アニバーサリー休暇制度及び永年勤続社員の短期休暇制度（リフレッシュ休暇）を導入した。

- ・アニバーサリー休暇（半期に1度・年2回）  
結婚記念日・誕生日等個々のアニバーサリー日がある月に取得する  
※公休2日間を付け加え3日連続休暇とする
- ・リフレッシュ休暇  
20年勤続休暇：1年間で最大5日間  
30年勤続休暇：1年間で最大10日間

働きやすい環境づくりの一環として、  
事業所内保育所「すこやか保育園」を設置・運営している。

## 添付資料

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況
- 子育てサポート企業の認定について
- 育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況

## 1 県内における認定企業（平成28年12月8日現在）

### (1) 認定（くるみん）企業数

平成28年12月8日現在、管内における認定企業は32社である。



	認定企業数
常時雇用労働者 301 人以上の企業	13 社
常時雇用労働者 101 人以上 300 人以下の企業	15 社
常時雇用労働者 100 人以下の企業	4 社
合計	32 社

### (2) 認定（くるみん）企業一覧

	企業名	認定年 (平成)	所在地	業種	労働者数
1	山形カシオ株式会社	19 年	東根市	製造業	718 人
2	株式会社山形銀行	21 年	山形市	金融業	2,120 人
3	日東ベスト株式会社	23 年 27 年	寒河江市	製造業	1,465 人
4	株式会社ユニバーサル山形	24 年	山形市	訪問介護事業	39 人
5	キャド・キャム株式会社	24 年 26 年 28 年	鶴岡市	建築設計業	89 人
6	モガミフーズ株式会社	25 年	河北町	製造業	427 人
7	東ソー・クォーツ株式会社	25 年	山形市	製造業	301 人
8	AGCディスプレイグラス米沢株式会社	25 年	米沢市	製造業	487 人
9	株式会社コヤマ	25 年	村山市	製造業	219 人
10	特定医療法人敬愛会	25 年	尾花沢市	医療業	293 人
11	株式会社山本製作所東根事業所	26 年 28 年	東根市	製造業	321 人
12	株式会社東北福祉サービス	26 年	山形市	老人福祉・介護事業	187 人
13	学校法人羽陽学園	26 年	山形市	教育・学習支援業	123 人
14	社会福祉法人慈敬会	26 年	村山市	社会福祉・介護事業	161 人
15	朝日金属工業株式会社	27 年	長井市	製造業	52 人
16	株式会社山形富士	27 年	寒河江市	製造業	183 人
17	山形信用金庫	27 年	山形市	金融業	193 人
18	株式会社丸市運送	27 年	東根市	運輸業	253 人
19	社会福祉法人白鷹福祉会	27 年	白鷹町	社会福祉・介護事業	197 人
20	昭和電工HD山形株式会社	27 年	東根市	製造業	373 人
21	株式会社寒河江測量設計事務所	27 年	寒河江市	建築設計・測量業	45 人

22	鶴岡信用金庫	27年	鶴岡市	金融業	241人
23	山形環境保全協同組合	27年	山形市	廃棄物処理業	169人
24	ミドリオートレザラー株式会社	27年	山形市	製造業	153人
25	北洋加工株式会社	27年	山形市	製造業	202人
26	エヌ・デーソフトウェア株式会社	28年	南陽市	情報通信業	471人
27	株式会社荘内銀行	28年	鶴岡市	金融業	1,571人
28	医療法人社団松柏会	28年	山形市	医療業	429人
29	バーリカインゲルハム製菓株式会社	28年	東根市	製造業	183人
30	東北パイオニア株式会社	28年	天童市	製造業	604人
31	国立大学法人山形大学	28年	山形市	教育・学習支援事業	2,156人
32	株式会社ジョインセレモニー	28年	山形市	冠婚葬祭業	278人

### (3) 特例認定（プラチナくるみん認定）企業数

平成28年11月末現在、管内における特例認定企業は1社である。



	特例認定企業数
常時雇用労働者 301人以上の企業	1社
常時雇用労働者 101人以上 300人以下の企業	0社
常時雇用労働者 100人以下の企業	0社
合計	1社

### (4) 特例認定（プラチナくるみん認定）企業一覧

	企業名	認定年 (平成)	所在地	業種	労働者数
1	株式会社山形銀行	27年	山形市	金融業	2,099人

## 2 東北6県の認定の状況（平成28年10月末現在）

青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	全国
18(1)	28(1)	28(1)	19	31(1)	27(1)	2,617 (108)

## 3 県内企業における一般事業主行動計画策定届の届出等の状況(平成28年11月末現在)

企業数		届出企業数		
労働者 301人以上	労働者 101人以上 300人以下	労働者 301人以上	労働者 101人以上 300人以下	労働者 100人以下
104	354	104 (届出率 100%)	353 (届出率 99.7%)	141

# 子育てサポート企業の認定について

## ●くるみんマークの認定とは

- ・ 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみんマークの認定）を受けることができます。
- ・ 認定を受けると、以下のようなメリットがあります。



☆ 次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

さらに、税制上の優遇措置を受けることができます。

- ・ 認定を受けるためには、9つの認定基準を満たす必要があります。

## ●認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および従業員への周知を適切に行っていること
- 5 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいること
- 6 計画期間内の女性の育児休業等取得率が70%以上であること
- 7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
- 8 次の①から③のいずれかを実施していること
  - ①所定外労働の削減のための措置
  - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

## 育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要

### 1 育児休業制度

- 従業員は、事業主に申し出ることにより、原則として子の1歳の誕生日の前日まで、1回に限り、育児休業をすることができます。
- 両親がともに育児休業をするなど一定の要件を満たす場合は、育児休業期間を1歳2か月まで延長できます〔ただし、それぞれの育児休業の期間（女性の場合は産後休業と育児休業を合計した期間）は1年間が限度です。〕。
- 子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

### 2 短時間勤務制度

- 事業主は、3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

### 3 子の看護休暇

- 小学校就学前までの子を養育する従業員は、事業主に申し出ることにより、小学校就学前までの子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- 子の看護休暇は、病気やけがをした子の看護を行うためや、子に予防接種または健康診断を受けさせるために利用することができます。

### 4 所定外労働の制限

- 3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、その従業員を所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

### 5 法定時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。

### 6 深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、その従業員を深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはなりません。

### 7 その他の両立支援措置

- 事業主は、小学校就学前までの子を養育する従業員について、①フレックスタイム制度、②時差出勤の制度、③事業所内保育施設の設置・運営その他これに準ずる便宜の供与、のいずれかの措置を講ずるよう努めなければなりません。